

主な指摘事項

1 評議員の選任について

よくある指摘事項

- ・ 評議員について、評議員選任・解任委員会（定款の定めるところ）により選任されていない。

解説

- ・ 評議員については、評議員選任・解任委員会（定款の定めるところ）により選任を行う必要があります。

国ガイドライン I - 3 - (1) - 1

1 着眼点

- 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する（法第39条）。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。

2 指摘基準

- 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない場合
- 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合

3 確認書類

- 評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）

主な指摘事項

2 評議員の選任について

よくある指摘事項

- ・ 就任時に就任承諾書を徴収していない。

解説

- ・ 評議員の役割の重要性に鑑み、文書（就任承諾書）による意思確認を行う必要があります。

国ガイドライン I - 3 - (1) - 1

1 着眼点

- 法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となるものであるため、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があります。当該文書は法人において保存される必要がある。なお、評議員の選任の手続きにおいて、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。

2 指摘基準

- 評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない場合

3 確認書類

- 評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）、就任承諾書等

主な指摘事項

3 評議員会の招集について

よくある指摘事項

- ・ 定時評議員会の開催日について、理事会と2週間（中14日間）以上の間隔が確保されていない。

解説

- ・ 定時評議員会については、理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する必要があります。なお、招集通知は、1週間（中7日間）以上前までに書面等で行わなければなりません。

国ガイドラインI-3-(2)-1

1 着眼点

- 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12）。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する。

2 指摘基準

- 定時評議員会が計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに招集されていない場合

3 確認書類

- 評議員会の招集通知、理事会の議事録、評議員会の議事録

主な指摘事項

4 評議員会の招集について

よくある指摘事項

- ・ 評議員会の招集について、理事会の決議を得ていない。

解説

- ・ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定める必要があります。

国ガイドライン I - 3 - (2) - 1

1 着眼点

- 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等（※）を定め、理事が評議員会の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12）。

（※）理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要

2 指摘基準

- 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない場合

3 確認書類

- 評議員会の招集通知、理事会の議事録

主な指摘事項

5 理事・監事・評議員の適格性について

よくある指摘事項

- ・理事、監事及び評議員の選任手続きにおいて、欠格事由や特殊関係の有無及び反社会勢力の者でないことについて確認がされていない。

解説

- ・理事、監事及び評議員を選任するに当たっては、それぞれの候補者が欠格事由に該当しないか、特殊関係の有無、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、誓約書等により確認を行う必要があります。

国ガイドライン I-3-(1)-2 : 評議員

1 着眼点

- 法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないものであるが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法によりこれらの事項を確認した上で選任を行っているかについて確認する。

2 指摘基準

- 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと又は暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて、法人において確認がされていない場合

3 確認書類

- 評議員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）、役職員名簿、評議員会の議事録等

主な指摘事項

解説

国ガイドラインI-4-(3)-1 : 理事

1 着眼点

- 法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法によりこれらの事項を確認しているかについて確認する。

2 指摘基準

- 理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない場合

3 確認書類

- 役員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等

国ガイドラインI-5-(2)-2 : 監事

1 着眼点

- 法人においては、監事の選任に当たり、欠格事由を有していないか、各役員（理事及び監事）と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられる。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法でこれらの事項を確認しているかを確認する。

2 指摘基準

- 監事の選任手続の過程において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない場合

3 確認書類

- 監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録

主な指摘事項

6 理事・監事・評議員の適格性について

よくある指摘事項

- ・ 理事会を連続して欠席している理事及び監事、評議員会を連続して欠席している評議員がいる。

解説

- ・ 理事、監事及び評議員の役割の重要性に鑑み、理事会及び評議員会を連続して欠席することは適当ではありません。出席可能な日を調整するようにしてください。

国ガイドライン I-3-(1)-2 : 評議員

1 着眼点

- 評議員会の役割の重要性を鑑みると、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないかについて確認する。この場合に、評議員として不適当であるとの判断を行う基準は、原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者であることとする。ただし、指導監査を行う時点において、前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者であることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。

2 指摘基準

- 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる場合

3 確認書類

- 役職員名簿、評議員会の議事録等

主な指摘事項

解説

国ガイドライン I-4-(3)-1 : 理事

1 着眼点

- 理事会の役割の重要性を鑑みると、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、理事にこのような者がいないかについて確認する。この場合の理事として不適当であるとの判断を行う基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者であることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。

2 指摘基準

- 欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合

3 確認書類

- 役職員名簿、理事会及び評議員会の議事録等

国ガイドライン I-5-(2)-2 : 監事

1 着眼点

- 監事の役割の重要性を鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、監事にこのような者がいないかについて確認する。この場合の監事として不適当であるとの判断を行う基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者であることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。

2 指摘基準

- 理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がいる場合

3 確認書類

- 役職員名簿、理事会及び評議員会の議事録等

主な指摘事項

7 評議員会の議事録について

よくある指摘事項

- ・決議省略を行った評議員会について、議事録が作成されていない。

解説

- ・評議員全員の同意により評議員会の決議を省略した場合でも、議事録を作成する必要があります。

国ガイドライン I - 3 - (2) - 3

1 着眼点

- 議事録の記載事項としては、開催された評議員会に関する事項（規則第2条の15第3項）、評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったものとみなされた場合）の事項（同条第4項第1号）（※1）及び理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の事項（同項第2号）（※2）があり、必要な記載事項が記載されているかについて確認する。

（※1）評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項（規則第2条の15第4項第1号）

- ① 決議を省略した事項の内容
- ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけでなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。

（※2）理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項（同項第2号）

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はないこと。

主な指摘事項

7 評議員会の議事録について（つづき）

よくある指摘事項

- ・ 決議省略により開催した評議員会について、議事録が作成されていない。

解説

- ・ 評議員全員の同意により評議員会の決議を省略した場合でも、議事録を作成する必要があります。

国ガイドライン I-3-(2)-3

2 指摘基準

- 議事録が作成されていない場合
- 議事録の必要事項が記載されない又は不十分である場合

3 確認書類

- 評議員の議事録

主な指摘事項

8 監事の選任について

よくある指摘事項

- ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、在任する監事の過半数の同意を得たことが確認できない。

解説

- ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得る必要があります。

国ガイドライン I - 5 - (2) - 1

1 着眼点

- 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（在任する監事の過半数をいう。）の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。

2 指摘基準

- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合

3 確認書類

- 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類、就任承諾書等

主な指摘事項

9 理事会の決議が必要な事項について

よくある指摘事項

- ・ 理事会での決議が必要な事項について、決議が行われていない。

解説

- ・ 理事会での決議が必要な事項について定められています。

国ガイドライン I - 6 - (1) - 2

1 着眼点

- 次の事項については、理事会の決議を要する。
 - ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
 - ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ・ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
 - ・ 競業及び利益相反取引の承認
 - ・ 計算書類及び事業報告等の承認
 - ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
 - ・ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定
 - ・ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

2 指摘基準

- 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合

3 確認書類

- 定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程

主な指摘事項

10 理事会の議案に特別な利害関係を有する理事がないかについて

よくある指摘事項

- ・理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がないことを法人が確認していない。

解説

- ・理事会の決議には、決議に特別な利害関係を有する理事は加わることはできません。

国ガイドライン I - 6 - (1) - 2

1 着眼点

- 理事会の決議には、決議に特別な利害関係（※1）を有する理事が加わるできない（法第45条の14第5項）。理事会の決議に特別な利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要があり、その確認が行われているかについて指導監査で確認する。この確認は原則として議事録で行うものであるが、当該理事会の議案について特別な利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別な利害関係を有する場合に届けなければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がない場合には、議事録への記載も不要であることに留意が必要である。

（※1）「特別な利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務（法第45条の16第1項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別な利害関係」がある場合としては、理事の競業取引や利益相反取引の承認（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第4項に準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。））等の場合がある。

2 指摘基準

- 議案について特別な利害関係を有する理事がないことを法人が確認していない場合

3 確認書類

- 定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程

主な指摘事項

1.1 決議の省略に係る手続について

よくある指摘事項

- ・決議省略に係る理事の同意書が備え置かれていない。

解説

- ・理事会の決議を省略する場合、理事全員の同意が必要であり、理事全員の意思表示の書面等を主たる事務所に備え置く必要があります。

国ガイドライン I - 6 - (2) - 1

1 着眼点

- 指導監査を行うに当たっては、理事会の議決を省略した場合には理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が主たる事務所に備え置かれているかを確認する。

2 指摘基準

- 必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が備え置かれていない場合

3 確認書類

- 定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記した書類

主な指摘事項

1 2 理事会の議事録について

よくある指摘事項

- ・ 決議の省略を行った理事会について、議事録が作成されていない。

解説

- ・ 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合でも、議事録を作成する必要があります。

国ガイドライン I - 6 - (2) - 1

1 着眼点

- 理事会全員の同意により理事会の決議を省略した場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）は、理事会において、実際の決議があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第1号）。
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）は、理事会において実際の報告があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第2号）。
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

2 指摘基準

- 必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない場合

3 確認書類

- 定款、議事録

主な指摘事項

1 3 職務状況報告について

よくある指摘事項

- ・ 理事長等の職務執行状況について、定款に規定する内容で理事会に報告がなされていない。

解説

- ・ 理事長及び業務執行理事は、実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告することが必要です。

国ガイドライン I - 6 - (1) - 4

1 着眼点

- 理事長及び業務執行理事は、理事会（※1）において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をする。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上（※2）とすることができる（法第45条の16第3項）。

（※1）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。

（※2）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えない。

2 指摘基準

- 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない場合

3 確認書類

- 定款、理事会の議事録

主な指摘事項

1 4 報酬等支給基準について

よくある指摘事項

- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について支給基準は定めているが、評議員会の承認を受けていない。

解説

- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を作成の上、評議員会の承認を受ける必要があります。

国ガイドライン I - 8 - (2) - 1

1 着眼点

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない（法第45条の35第1項）、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない（同条第2項）。
- 指導監査を行うに当たっては、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されており、評議員会の承認を受けていること及び支給基準に規定すべき事項が定められていることを確認する。また、支給基準が「不当に高額」であるかどうかについては、所轄庁が「不当に高額」であるおそれがあると認める場合は、法人で支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の掲示の状況その他の事情を考慮して検討が行われたかを確認する（具体的な検討内容は問わない）。

2 指摘基準

- 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けていない場合

3 確認書類

- 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準、評議員会の議事録

主な指摘事項

15 定款に定めのある事業について

よくある指摘事項

- ・ 実際には実施していない事業について、定款に記載している。

解説

- ・ 定款には実際に行う事業を正確に定める必要があります。

国ガイドラインⅡ-1-1

1 着眼点

- 法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項（※1）であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表される（法第59条の2第1項第1号）。

（※1）定款の必要的記載事項（法第31条第1項）のうち、事業の種類に関するものは次のとおりである。
社会福祉事業の種類（第3号）、公益事業の種類（第11号）、収益事業の種類（第12号）

2 指摘基準

- 定款に記載している事業を実施していない場合（休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く）

3 確認書類

- 定款、法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）

主な指摘事項

1.6 不動産の借用に係る利用権の設定について

よくある指摘事項

- ・グループホームに使用している不動産について、地上権又は賃借権の登記がなされていない。

解説

- ・社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記をする必要があります。

国ガイドラインⅢ-2-(4)-1

1 着眼点

- 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められる。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない（審査基準第2の1の（1））。また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められているが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合がある。
- 指導監査を行うに当たっては、社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか、社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合にその事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているかを確認する。

2 指摘基準

- 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない場合（登記が不要な場合を除く）。

3 確認書類

- 登記簿謄本、国又は地方公共団体の使用許可があること又は国又は地方公共団体が借用を認めていることを証する書類（賃貸借契約書等）、法人が行う事業・施設が確認できる書類

主な指摘事項

1.7 経理規程の遵守について

よくある指摘事項

- ・ 経理規程が遵守されていない。

解説

- ・ 法人は、会計省令に基づく適正な会計処理を行うため、経理規程を定め、遵守する必要があります。

国ガイドラインⅢ-3-(2)-1

1 着眼点

- 指導監査を行うに当たっては、経理規程が定款に定める手続により定められているか、経理規程が法令又は通知に反するものでないか、経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされているかを確認する。

2 指摘基準

- 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合

3 確認書類

- 定款、経理規程等、理事会の議事録等、経理規程等に定めるところにより会計処理等が行われていることが確認できる書類

主な指摘事項

1 8 国庫補助金等特別積立金の計上について

よくある指摘事項

- ・国庫補助金等特別積立金の積立てについて、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上していない。

解説

- ・計算書類については、法令に基づき適正に作成する必要があります。

国ガイドラインⅢ-3-(3)-3

1 着眼点

- 指導監査を行うに当たっては、国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上しているかを確認する。

2 指摘基準

- 国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理が会計基準に則り行われていない場合は、文書指摘によることとする。

3 確認書類

- 国庫補助金等特別積立金明細書（計算書類の附属明細書）、国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しに係る伝票等

主な指摘事項

19 附属明細書について

よくある指摘事項

- ・作成すべき附属明細書が作成されていない。

解説

- ・法人は、法令に基づいた附属明細書を適正に作成する必要があります。

国ガイドラインⅢ-3-(5)-2

1 着眼点

- 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次ページのとおりであり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められている（別紙3（①）から別紙3（⑱）まで）。

2 指摘基準

- 作成すべき附属明細書が作成されていない場合

3 確認書類

- 定款、計算書類、計算書類の附属明細書

主な指摘事項

19 附属明細書について

解説

作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書

		法人全体	拠点区分
別紙3(①)	借入金明細書	○	
別紙3(②)	寄附金収益明細書	○	
別紙3(③)	補助金事業等収益明細書	○	
別紙3(④)	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	
別紙3(⑤)	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	○	
別紙3(⑥)	基本金明細書	○	
別紙3(⑦)	国庫補助金等特別積立金明細書	○	
別紙3(⑧)	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書		○
別紙3(⑨)	引当金明細書		○
別紙3(⑩)	拠点区分資金収支明細書(注)		○
別紙3(⑪)	拠点区分事業活動明細書(注)		○
別紙3(⑫)	積立金・積立資産明細書		○
別紙3(⑬)	サービス区分間繰入金明細書		○
別紙3(⑭)	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		○
別紙3(⑮)	就労支援事業別事業活動明細書		○
別紙3(⑮-2)	就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑯)	就労支援事業製造原価明細書		○
別紙3(⑯-2)	就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑰)	就労支援事業販管費明細書		○
別紙3(⑰-2)	就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑱)	就労支援事業明細書		○
別紙3(⑱-2)	就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑲)	授産事業費用明細書		○

主な指摘事項

20 財産目録について

よくある指摘事項

- ・ 財産目録に記載された基本財産が、定款に記載する基本財産と一致していない。

解説

- ・ 法人は、法令に基づき財産目録を適正に作成する必要があります。

国ガイドラインⅢ-3-(5)-3

1 着眼点

- 指導監査を行うに当たっては、財産目録が様式及び記載上の留意事項に従って作成されているか、法人単位貸借対照表と整合しているか、基本財産が定款と一致しているかを確認する。

2 指摘基準

- 基本財産が定款と一致しない場合

3 確認書類

- 定款、法人単位貸借対照表、財産目録